

資料 1

県有施設への再エネ設備導入（PPA 方式）による 電力供給事業に係る事業者選定等委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 県有施設への再エネ設備導入（PPA方式）による電力供給事業に係る事業者を選定するに当たり、適切かつ公正な審査を行うため、県有施設への再エネ設備導入（PPA方式）による電力供給事業に係る事業者選定等委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（業務）

第 2 条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）電力供給事業に関する企画提案書の審査
- （2）太陽光発電設備の設置及び売電業者の選定
- （3）その他必要と認められる事項

（組織）

第 3 条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課長を充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。

（会議）

第 4 条 審査委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、持ち回りにより審査を行う。

（会議の非公開）

第 5 条 審査委員会の会議は、公開しない。

（事務局）

第 6 条 審査委員会の事務局は、新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課に置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 28 日から施行し、最終審査結果通知日をもって廃止する。

資料 1

(別紙)

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課	課 長	浅 川 豪	委員長
古屋会計事務所	公認会計士	古屋 俊一郎	
山梨大学生命環境学部 地域社会システム学科	教 授	島 崎 洋一	
山梨県総務部 資産高度利用推進課	課 長	瀧 口 努	
山梨県県土整備部 営繕課	課 長	武 藤 勉	